

第5節 高齢者の生きがいくりと社会参加の促進

1 生きがいくり活動等への参加促進

現状と課題

団塊の世代が後期高齢者となり始め、さまざまな価値観を持った高齢者が増えています。社会の中で高齢者の占める割合が高くなるにつれて、高齢者が社会的弱者であるというイメージは徐々に変わり、「第二の現役世代」として、さまざまな形で地域で活躍していくことが、特別なことではなく高齢者の普通の姿になっています。とりわけ、生涯学習、スポーツやレクリエーションに積極的に参加することで、長い高齢期をより充実して過ごすことができ、こうした機会が充実することによって生きがい感を高めることが大切です。

こうしたことから、県では、一人でも多くの高齢者が、スポーツや文化、ボランティア活動を始めるきっかけとなるよう、シニアスポーツ交流大会やオールドパワー文化展の開催、ねんりんピック（全国健康福祉祭）への選手の派遣、ホームページを活用した情報発信などの健康と生きがいくりの取組を支援し、シニアスポーツや文化活動への参加人口の拡大に取り組んでいます。

最近では、高齢者においても、パソコンやスマートフォンなどによるインターネット利用の普及が進んでいることから、これらの情報通信手段を有効に活用し、情報を発信していくことも重要です。

また、高齢者の生活環境の多様化などによって、老人クラブへの加入率は年々低下傾向にあります。老人クラブは地域の美化活動や一人暮らしの高齢者宅への訪問などの社会活動だけでなく、仲間づくりを通じた健康づくりや介護予防につながる事業にも取り組んでおり、地域を支える担い手として重要な役割が期待されます。今後、リーダーとなる後継者の育成や若手高齢者のニーズにあった事業展開により加入率の増を図っていく必要があります。

◇ ねんりんピック（全国健康福祉祭）とは

60歳以上の高齢者を中心とした健康づくり、生きがいくりの取組を進め、ふれあいと活力のある長寿社会をつくっていくことを目的とした健康と福祉の総合的な祭典です。

厚生省創立50周年を記念して昭和63年（1988年）に第1回ひょうご大会が行われて以来、毎年開催されています。

今後の取組

○多様な生きがいづくり活動への参加機会の充実

高知県社会福祉協議会が行う「こうちシニアスポーツ交流大会」や「オールドパワー文化展」の開催、「ねんりんピック（全国健康福祉祭）」への選手の派遣などを支援し、シニアスポーツや文化活動など生きがい活動への参加機会の充実を図ります。

○生きがいづくり活動への参加の促進

高知県社会福祉協議会が行うホームページを活用した情報発信などによる活動参加へのきっかけづくりを支援し、生きがいづくり活動への参加の促進を図ります。

○老人クラブの活動支援

老人クラブが行う健康づくりや介護予防などの取組や若手・女性会員の増強を図る取組への支援を行います。

○情報通信基盤の整備を行う市町村への支援

地域間の情報格差是正や情報通信基盤を活かした地域の活性化を図るために、市町村が実施する情報通信基盤の整備を支援します。

2 地域での支え合いへの積極的な参加の促進

現状と課題

少子化の進行により若い世代が減少する中、元気な高齢者は、支えられる側から地域を支える担い手として、その役割への期待は大きなものがあります。同じ世代の仲間として、高齢者が地域の見守りや介護に積極的に参加することは、特に中山間地域を多く抱える本県にとって大きな力となります。

また、高齢者にとっても、社会に参加することにより、介護予防や社会貢献を通じた生きがいづくりにつながることから、高齢者がボランティア活動を通じて社会参加、地域貢献することを支援していくためのしくみを構築していく必要があります。

今後の取組

○地域住民の福祉活動への参加促進

市町村社会福祉協議会や市町村が行う地域福祉の担い手の育成のための取組を高知県社会福祉協議会と連携し、支援します。

○高齢者による見守り活動の促進

登下校のこどもの見守りや、閉じこもりがちな高齢者に外出を促すなど、高齢者同士の見守り活動やサロンの開催など、老人クラブ等が行う支え合いのしくみづくりを支援します。

3 高齢者の能力を活用した高齢者雇用の促進

現状と課題

高齢者の持っている知識と経験を活かした雇用や就業の促進は、自立のための経済的基盤の確保や生きがいづくりにつながるとともに、地域にとっても大きな財産となります。

このため、定年の引き上げや、継続雇用制度の導入などの高年齢者雇用確保措置のほか、高齢者の就労意欲や能力に応じて就労のできる環境を整えていくことが必要です。

また、職場を離れた高齢者の方の能力を活用した就業を進めていくため、その意欲や能力に応じた臨時的・短期的又は軽易な就業の機会や社会参加の場を総合的に提供する「シルバー人材センター」が各地域にあります。この「シルバー人材センター」は、概ね60歳以上の定年退職者などを会員とする自主的な会員組織であり、令和2年3月末現在で県内20箇所（29市町村）に設置され、4,650人の会員により運営されており、これまで培った知識や技能を活かして活動しています。

今後は、安定して活動するために、それぞれの地域において事業開拓をより充実させ、高齢者に対する就業機会の提供を通じて、地域が抱える課題に対してアプローチができる組織づくりとともに、活動する会員数や受注業務量をさらに増加させる必要があります。

今後の取組

○高年齢者雇用確保措置の定着

国が実施する取組（希望者全員が70歳まで働ける制度、65歳以上への定年引上げ等、65歳超雇用推進助成金など）について、広報等でのサポートを通じて、令和3年4月から施行される改正高年齢者雇用安定法による高年齢者就業確保措置の定着を図ります。

○高齢者の能力を広く活用する機会の確保

公益社団法人高知県シルバー人材センター連合会による広報活動などを支援することで、シルバー人材センターの会員や就業機会の拡大を図り、高齢者の能力を広く活用できる機会の確保を図ります。

○就業機会の拡大に向けた講習等の充実

公益社団法人高知県シルバー人材センター連合会が実施する、高齢者が就業に必要な技能を習得するための講習などを通じて、技能向上による就業機会の拡大を図ります。

○就業開拓の促進

公益社団法人高知県シルバー人材センター連合会に所属する各シルバー人材センターに対する指導・助言活動などを通じて、単身高齢者世帯への家事援助サービスや耕作放棄地を活用した果樹栽培などといった、地域のニーズに応え、社会において積極的に役割を果たせるよう、就業機会の拡大を図ります。

◇ 高年齢者雇用確保措置とは

- ①定年の廃止
- ②定年の引上げ
- ③継続雇用制度（※）の導入

のいずれかの措置を事業主が講じなければならないことになっています。

◇ 高年齢者就業確保措置（令和3年4月から施行）とは

- ①定年の廃止 ②70歳までの定年の引上げ
- ③70歳までの継続雇用制度（※）の導入
- ④70歳までに継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤70歳までに継続的に事業主が実施又は委託等により行う社会貢献事業に従事できる制度の導入

のいずれかの措置を事業主が講じるよう努めなければならないことになっています。

※継続雇用制度とは

現に雇用している高年齢者が希望する時は、当該高年齢者をその定年後も引き続き雇用する制度です。

※継続雇用制度には

定年年齢が設定されたまま、その定年年齢に到達した者を退職させることなく引き続き雇用する「勤務延長制度」と、定年年齢に到達したものをいったん退職させた後、再び雇用する「再雇用制度」の2つの制度があります。

◇ シルバー人材センターとは

- ・自主的な会員組織です。会員は自分たちで役員を選び、組織や事業の運営に参加します。
- ・公共団体、民間企業、個人家庭から仕事を受け、会員がその仕事を請け負います。
- ・公共団体、民間企業、個人家庭から仕事を受け、会員を派遣します。
- ・公益的、公共的な団体です。公益社団法人・一般社団法人として運営されているシルバー人材センターもあります。
- ・会員が働いた仕事量に応じて「配分金」を支払います。各人の希望と能力に応じた働き方ができます。
- ・会員の技能、技術を高めるため、各種の講習を実施しています。